

施設を作るといったようなことを検討する時期が来ているかもしれないといったような答弁もなされたわけがあります。

また過去に他の地域でも出されたものだけけれども、理事者としては特に計画がないということと、そのままになっておるといふ地域もあるが、この際なら一層調査研究しようというところで二回継続ということになったわけがあります。

そして今回この問題についてまた議論したわけでありますが、それはともかく要望を住民がしておるんだから、基本計画がどうだこうだと言ったって変更のない計画なんじゃないんだから、あれだけ市民がおりしかも今後さらに増加の一途をたどるところで、また地域的に見ても奥多摩摩街道という交通の大変激しいところと通らなければ地域会館にも行けないんだから、とにかく何とかならないか、それよりも何よりも七小に限って三つなら

ば、学区内に学供がない。基本計画に基づいて建設された学供はその学区内に一つというのであるが、七小の場合にはない。もくせい会館は七小の学区ではないということでありますが、もし仮に基本計画が動かせないものであったとしても、その学区内にはないわけでありまうから、もし動かせないものとしても、その学区内につくるということになれば、他の町会との差しやりも出ないんじゃないかというところで、一つどうかと、こついったような意見もなされました、そんなことでこれはまったく委員全員が本当に共通した意見ということでお諮りしましたところ、全員一致で採択とかようになつたわけでございます。

どうか一つ皆様方よろしく御検討いただきまして、この件につきましても報告書どおりに御決定をいただきますとかように思います。

○議長（末次性男君）以上で委員長の審査報告は
終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

請願第六号に対する委員会の報告は採択と
決定であります。本件を委員会報告のとおり決定
することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）よって請願第六号は委員会報
告のとおり採択と決定いたしました。

○議長（末次性男君）日程第十閉会中の継続審査
申し出についてを議題といたします。

厚生委員長から目下同委員会において審査中
の案件について会議規則第百十条の規定により、あ
午元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し
出がありました。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり閉会中の継続審査とする
ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）御異議なしと認めます。

よって本件は申し出のとおり閉会中の継続審査と
することに決定いたしました。

○議長（末次性男君）以上をもって本日の日程は終了いたしました。
会議を閉じます。

これをもって昭和五十八年度第一回福生市議会公臨

時会を開会いたします。
午後一時四十八分開議・閉会

署名議員

福生市議会議長

末次性

男

議員

鈴木原次

郎

議員

東田正

治

議員

豆沢良

一

写

福総庶発第二千五百九十九号

昭和五十八年一月十四日

福生市議会議長

福生市長 田村 匡雄 印

末次 性 男 殿

付議事件告示について

昭和五十八年一月十三日付け、福議発第十四号をもつて依頼のあつたこのことについて、別紙写のとおり告示したので通知します。

⑤ 福生市告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二条第四項の規定に基づき、昭和五十八年第一回福生市議会臨時会の付議事件について、次のとおり追加する。

昭和五十八年一月十四日

福生市長 田 村 匡 雄 印

一 追加する付議事件

- (1) 婦人問題解決のための福生市行動計画策定に関する陳情書
- (2) 南田園地区地域会館新設に関する請願書

審査報告

議案審査報告書

- | | | | |
|----|---------|-------------|-----------------------|
| 一件 | 名 | 議案第一号 | 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 二 | 委員会付託月日 | 昭和五十八年一月十日 | (第一回福生市議会臨時会) |
| 三 | 委員会開会月日 | 昭和五十八年一月十一日 | 午前九時 |

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十八年一月十一日

厚生委員会

委員長 指田保雄

福生市議会議長

末次性男殿

末 大 井 民 雄
福生市議会議員

委員長 田 村 重
副委員長

昭和五十八年一月十一日

市の上はり勝者の大いします。

のうが式した。

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、賛成を以て原案を可決するもの

三 委員会開会日 昭和五十八年一月十一日 午後六時

二 委員会付託日 昭和五十八年一月十日（第一回福生市議会臨時会）

一 件 名 議案第二号 福生市国策振興基金の一時貸与に関する案

審査報告

議 案 審 査 報 告 書

審査報告

議 案 審 査 報 告 書

一件 名 議案第二号 昭和五十七年度福生市一般会計補正予算（第四号）

（歳入及び歳出予算のうち総務委員会所管分）

二 委員会付託月日 昭和五十八年一月十日（第一回福生市議会臨時会）

三 委員会開会月日 昭和五十八年一月十二日 午後一時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十八年一月十二日

総務委員会

委員長 石 川 慶一郎

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

議案審查報告書

度

(歳出予算のうち建設委員会所管分)

昭和五十八年一月十日（第一回福生市議会臨時会）

昭和五十八年一月十二日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十八年一月十二日

建設委員会

委員長 高水惣八

福生市議会議長

末次性男殿

末 次 性 男 殿
福生市議会議員

昭和五十八年一月十二日
このように報告いたします。

本委員会に付託された右議案について、審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定いたしました。

二 委員会開会月日 昭和五十八年一月十二日 午前九時

二 委員会付託月日 昭和五十八年一月十日（第一回福生市議会臨時会）

（歳出予算のうち厚生委員会所管分）

一 件 名 議案第二号 昭和五十七年度福生市一般会計補正予算（第四号）

審査報告

審査報告

議 案 審 査 報 告 書

一件 名 議案第二号 昭和五十七年度福生市一般会計補正予算（第四号）

（歳出予算のうち厚生委員会所管分）

二 委員会付託月日 昭和五十八年一月十日（第一回福生市議会臨時会）

三 委員会開会月日 昭和五十八年一月十一日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十八年一月十一日

厚生委員会

委員長 指 田 保 雄

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

本 為 民 館
新上市議会議長

委員長 田 村 誠
副委員長

昭和五十八年一月十一日
このように報告いたします。

のうたがし。

本委員会は、このように報告いたします。結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定した。

三 委員会開会日 昭和五十八年一月十一日 午前九時

二 委員会開会日 昭和五十八年一月十日 (第一回新上市議会議長会)

(提出書類のとりまとめ委員会)

一 委員会開会日 昭和五十八年一月十日 (第一回新上市議会議長会)

審査報告

議 案 審 査 報 告 書

一件 名 議案第三号 昭和五十七年度福生市国民健康保険特別会計補正

予算(第二号)

二 委員会付託月日 昭和五十八年一月十日 (第一回福生市議会議臨時会)

三 委員会開会月日 昭和五十八年一月十一日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十八年一月十一日

厚生委員会

委員長 指 田 保 雄

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

末次性男殿
福生市議会議員

昭和五十八年一月十一日
右のとおり報告いたします。

のち報告した。

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、賛否を略し原案を可決すべしと

二 委員会開会日 昭和五十八年一月十一日 午前九時

二 委員会開会日 昭和五十八年一月十日（第一回福生市議会臨時会）

千歳（第二号）

一 件 議案第三号 昭和五十八年一月十日（第一回福生市議会臨時会）

審査報告書

審査報告

議案審査報告書

一件 名 議案第四号 昭和五十七年度福生市福生都市計画事業福生土地

区画整理事業会計補正予算（第二号）

二 委員会付託月日 昭和五十八年一月十日（第一回福生市議会臨時会）

三 委員会開会月日 昭和五十八年一月十二日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十八年一月十二日

建設委員会

委員長 高 水 惣 八

福生市議会議長

末次性男殿